

●香川県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年1月15日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 志度山川線（3号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市前山字櫛940番1地先から さぬき市前山字櫛923番3地先まで	前	19.0～55.0	60	平成12年香川県告示第479号で変更した区域の一部の供用開始及び一部区域の不要物件化（市に返還）
	後	19.0～70.0	60	

- 4 供用開始の期日 平成20年1月15日